

平成26年8月1日

関係各位

日本関税協会横浜支部

関税率表解説及び分類例規の一部改正について

横浜税関業務部から、以下の周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

1. 周知内容

別紙1 関税率表解説（平成23年11月18日財関第1318号）の一部改正

別紙2 分類例規第1部〔国際分類例規〕（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部改正

別紙3 分類例規第1部〔国内分類例規〕（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部改正

2. 適用

平成26年9月1日以降申告される貨物

3. 本件に関する問い合わせ先

横浜税関業務部 首席関税鑑査官 045-212-6156、6157

主な改正の概要（平成 26 年 9 月 1 日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第3類 第 03.02 項 第 03.05 項 第 05.11 項 第 16.04 項	魚の卵及びしらこ、 キャビア及びキャビ ア代用物	魚卵には、しらこも含まれる旨を明確化。 また、キャビア及びキャビア代用物については、調製又は保存 に適する処理をしていなくても、そのまま食するのに適したもの については、魚の調製品と同様、第 16.04 項に含まれる旨を明 確化。
第 07.12 項	乾燥野菜	冷凍又は一時的な保存に適する処理をしてから乾燥した野菜 についても、乾燥野菜として第 07.12 項に分類される旨を明確 化。
第 28.33 項	天然のナトリウムの 硫酸塩	天然のナトリウムの硫酸塩の例示について、関税率表解説の 英語版と仏語版の表現を合わせる改正。
第 29.09 項 第 29 類第7節 第 29.20 項	鈍感化された有機過 酸化物	鈍感化された有機過酸化物の分類を明確化するため、第 29 類 の関連箇所に、一般式及び物質の例示を追記する改正。
第 29.34 項	複素環式化合物	ベンゾチアゾール環を有する複素環式化合物について、関税 率表解説の例示の記載位置を修正。
第 30.02 項	トロンボモジュリン	血管内皮細胞から得られるトロンボモジュリン及び生物工学的 方法によって得られた変性トロンボモジュリンについて、血液分 画物として第 30.02 項に分類される旨を明確化。

分類例規第一部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 1902.30 号	ミートボールを含有 する調製食品	ミートボール、パスタ等を含有する調製食品(全体における 肉の含有率は 20%以下)につき、その他のパスタとして第 1902.30 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2005.80 号	スイートコーンの粉	熱処理したスイートコーンの粉につき、調製したスイートコーン として第 2005.80 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2008.99 号	冷凍おたねにんじん	冷凍おたねにんじんにつき、保存に適する処理をした、その他 植物の食用の部分として第 2008.99 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2106.90 号	消化を助けるタブレッ ト	様々な香辛料、ハーブ、塩等から成る、消化を助けるタブレット につき、その他の調製食品として第 2106.90 号に分類(通則 1)。
第 3824.90 号	水パイプ用の石	水パイプに入れて用いる、香味物質等を染み込ませた石(ニコ チンは含まない。)につき、その他の化学調製品として第 3824.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3913.90 号	多糖類	バクテリア発酵で得られたガム状の多糖類につき、その他の天 然の重合体として第 3913.90 号に分類(通則 1 及び 6)。

(別紙)

主な改正の概要（平成 26 年 9 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 4303.90 号	毛皮から作られた敷物	頭部(はく製)、尾部及び足部の付いたクマの毛皮から作られた敷物につき、その他の毛皮製品として第 4303.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 5402.20 号	テクスチャード加工された強力糸	テクスチャード加工された強力糸につき、強力糸として第 5402.20 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6204.62 号 第 6206.30 号 第 6214.90 号	3つの要素から成る民族衣装	セットとして取引されるズボン、チュニック及びショールにつき、分離して、それぞれ第 6204.62 号、第 6206.30 号又は第 6214.90 号に分類(通則 1(第 11 部注 14)及び 6)。
第 8473.30 号	LED バックライトユニット	携帯用の自動データ処理機械に組み込まれる、LED(発光ダイオード)バー及び光学部品から成る LED バックライトユニットにつき、自動データ処理機械の部分品として第 8473.30 号に分類(通則 1(第 16 部注 2(b))及び 6)。
第 8517.70 号	静電容量式タッチスクリーン	携帯電話用の静電容量式タッチスクリーンにつき、携帯電話の部分品として第 8517.70 号に分類(通則 1(第 16 部注 2(b))及び 6)。
第 8517.70 号	タッチセンシティブ AMOLED ディスプレイモジュール	携帯電話用のタッチセンシティブ AMOLED(アクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード)ディスプレイモジュールにつき、携帯電話の部分品として第 8517.70 号に分類(通則 1(第 16 部注 2(b))及び 6)。
第 8537.10 号	抵抗式タッチスクリーン	汎用性のある抵抗式タッチスクリーンにつき、電気制御用の物品として第 8537.10 号に分類(通則 1(第 16 部注 2(a))及び 6)。
第 8543.70 号	LED スポットランプ及び LED 電球	制御回路を含む LED スポットランプ及び LED 電球の完成品につき、その他の電気機器として第 8543.70 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 9403.20 号	チェックアウトカウンター	ベルトコンベヤを備えたチェックアウトカウンターにつき、その他の金属製家具として第 9403.20 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 9705.00 号	動物のはく製	動物の全形又は頭部のはく製につき、動物学に関する収集品及び標本として第 9705.00 号に分類(通則 1)。

分類例規第二部(国内分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 44.18 項	直交集成板	直交集成板の日本農林規格の制定に伴う改正。